

令和8年度 無償化に伴う施設等利用給付の支給申請のご案内

施設等利用給付認定を受けて幼稚園を利用する方は、保育料の助成が受けられます。

1号認定の方とそれ以外の方で手続きが必要かどうか異なります。なお、浦安市外の幼稚園に通う方は手続きが変わることがあるため、お問い合わせください。

1号認定の方

支給申請の手続きは不要です。1号認定の方の保育料部分については、市が幼稚園に対して月額25,700円を上限に支払うことで給付されています。法定代理受領という方式です。

2号認定、3号認定の方

預かり保育分の給付を受けるためには、必要書類をご用意の上、申請〆切までに在籍する幼稚園に支給申請をしてください。

1. 支給日・申請締め切り・提出先

支給対象月までの支給額を指定の口座に振り込みます。

時 期	支給日		支給対象月	申請〆切
	第1期	令和8年8月15日頃	4月分～6月分	幼稚園が定める期日まで
	第2期	令和8年11月15日頃	4月分～9月分	
	第3期	令和9年2月15日頃	4月分～12月分	
	第4期	令和9年5月15日頃	4月分～翌3月分	

提出先	在籍している幼稚園
-----	-----------

2. 必要書類

※浦安市ホームページからダウンロードできます

①施設等利用費支給申請書

※記入例を参考にご記入ください。裏面「4. 施設等利用費の請求内訳」もご記入ください。

②特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収書（施設記入用）

※幼稚園から発行されます。原則、再発行はできませんので申請を行うまで大切に保管してください。

裏面に続く

3. 給付の金額 ※各認定区分の給付上限額の範囲内で支給します。

認定区分	対象となる費用	月額給付上限
2号認定	預かり保育料	次のうち最も低い金額 ①支払った月額利用料 ②450円×利用日数 ③11,300円
3号認定	預かり保育料	次のうち最も低い金額 ①支払った月額利用料 ②450円×利用日数 ③16,300円

※特定子ども・子育て支援利用料以外の費用（日用品、教材費、食材料費等）は施設等利用給付の対象となりません。

※月途中で「利用開始」又は「利用終了」する場合及び「市外からの転出」又は「市外への転出」がある場合は、給付上限額が月割りになります。（月割りの計算方法は利用施設により異なります）

4. 認定申請時の内容から変更がある場合

認定申請後に、就労先の変更などの理由で「保育を必要とする理由」に変更がある場合、その他申請内容に変更がある場合、届出が必要となります。認定内容が事実と異なる場合、認定を取り消し、給付の対象外となることがありますので、変更がある場合は必ず手続きを行ってください。

また、施設等の利用中に浦安市外へ転出する場合、転出先の市区町村での認定、給付となりますので、転出先の市区町村で新たに施設等利用給付認定を申請してください。

5. 浦安市ホームページ「ページ ID」

浦安市ホームページの「サイト内検索」または「広報ページ ID 検索」から下記ページ ID を入力して検索すると、詳細が掲載されています。ぜひ、ご参照ください。

- 1026269 幼児教育・保育の無償化とは

（問い合わせ先・提出先）

〒279-8501 浦安市猫実1-1-1 浦安市保育幼稚園課 認定・入園係

☎：047-712-6439（直通）